

上尾市国際交流協会

AGEO GLOBAL ASSOCIATION

令和 2 年度総会資料

平成31年度事業報告

年	月 日		担当部会	共催など
平成31年	4月～7月	にほんご教室火曜・水曜教室(一学期)	外国人支援部会	
	4月27日	AGA子ども教室(全19回)	外国人支援部会	上尾市協働まちづくり推進事業
	4月19日	多文化子育てお母さんの会(全11回)	外国人支援部会	
令和元年	5月25日	総会	全体事業	
	6月4日	日本語ボランティア研修会(火曜教室)	外国人支援部会	
	6月16日	AGAサロン スコーンを作ってティータイム	国際理解推進部会	
	6月23日	外国人のための勉強会	外国人支援部会	
	8月18日	AGAサロン 自慢大会 英語で話す	国際理解推進部会	
	8月24日	子ども教室指導員スキルアップ研修会	外国人支援部会	上尾市協働まちづくり推進事業
	8月24日	サマーパーティー	国際理解推進部会	
	9月～12月	にほんご教室火曜・水曜教室(二学期)	外国人支援部会	
	9月22日	あげおワールドフェアイベント	全体事業	
	10月6日	あげおワールドフェア2019	全体事業	
	10月27日	ハロウィンパーティー	国際理解推進部会	
	11月16日	韓国料理教室	国際理解推進部会	
	11月30日	日本語ボランティア研修会(水曜教室)	外国人支援部会	
	12月7日	第20回あげおヒューマンライツミーティングの参加	全体事業	
	12月14日	AGAウインターパーティー	国際理解推進部会	
令和2年	1月～3月	にほんご教室火曜・水曜教室(三学期)	外国人支援部会	
	1月19日	AGAサロン 国際井戸端会議	国際理解推進部会	
	1月26日	SDGsってなんですか?	国際理解推進部会	

平成31年度 収支決算書

自 平成31年4月 1日

至 令和2年3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目		予 算 額	決 算 額	備 考
大科目	小科目			
繰越金	繰越金	0	0	
	小計	0	0	
会費	個人会員	380,000	352,000	176名
	家族会員	60,000	45,000	15家族
	ジュニア会員	10,000	3,500	7名
	団体会員	50,000	60,000	6
	賛助会員	30,000	10,000	1
	小計	530,000	470,500	
補助金	上尾市補助金	2,890,000	2,890,000	
	小計	2,890,000	2,890,000	
基金	繰入金	0	0	
	小計	0	0	
雑収入	ワールドフェア実行委員会	0	0	
	寄付金（お祝い金）	20,000	3,000	上尾市教育委員会
	預金利息等	0	6	利子2+4
	その他雑収入	10,000	0	
	小計	30,000	3,006	
合計		3,450,000	3,363,506	

支出の部

勘 定 科 目		予 算 額	決 算 額	備 考
大科目	小科目			
運営費	事務局費	960,000	960,000	人件費等
	会議費	30,000	29,908	会議室等
	消耗品費	120,000	172,341	事務用品、印刷用インク等
	一般印刷費	10,000	9,617	振込用紙代等
	通信費	400,000	437,600	郵送料、インターネット通信費等
	雑費	40,000	35,375	埼玉県国際協会賛助会員費、保険料代等
	備品費	0	97,126	プロジェクター、ポータブル音声翻訳機
	小計	1,560,000	1,741,967	
事業費	一般事業費	50,000	50,426	総会、あげおヒューマンライツミーティング21等
	外国人支援部会	880,000	728,204	にほんご教室、多文化子育てお母さんの会等
	国際理解推進部会	140,000	68,771	AGAサロン等
	小計	1,070,000	847,401	
ワールドフェア事業費	ワールドフェア実行委員会	800,000	772,749	
	小計	800,000	772,749	
積立金	基金積立金	0	1,389	
	小計	0	1,389	
予備費	予備費	20,000	0	
	小計	20,000	0	
合計		3,450,000	3,363,506	

財 産 目 録

令和2年3月31日

勘 定 科 目		金 額
大 科 目	中 科 目	
積立金	基金積立金	1,070,975
有形固定資産	什器・備品	123,724
正 味 財 産 合 計		1,194,699

什器・備品明細書

令和2年3月31日

資 産	数 量	金 額	備 考
コンピューター	3式	26,598	
プロジェクター	1	69,070	
ポケトーク音声翻訳機	1	28,056	
合計		123,724	


※ 資産金額は減価償却後の金額です。

監査報告書


令和2年4月24日、上尾市役所本庁舎701会議室において監査を行い、帳簿・領収書等確認の上、適正に処理されていることを報告いたします。

令和2年4月24日

監事

三井田 晴宏 

監事

鈴木 玲子 

令和2年度上尾市国際交流協会

役員

会長 関本 正弘

副会長 佐藤 光敏

平井 信夫

内山 茂代

理事 伊藤 英✓

門倉 梅春

櫻井 恵子

新保 グレース

服部 恵美子

松井 ゆみ

茂呂 純男

安藤 由美

柏木 昭雄

山本 純子

監事 三井田 晴宏

鈴木 玲子

顧問 山崎 信雄

(元上尾市国際交流協会

設立準備委員長)

星野 又右衛門

(上尾市国際交流協会元会長)

遠山 正博

(上尾市国際交流協会元会長)

清水 義憲

(上尾市国際交流協会元会長)

安田 朋子

(上尾市国際交流協会前会長)

西嶋 秋人

(上尾市市民生活部長)

事務局

上尾市市民協働推進課

黒田 正司

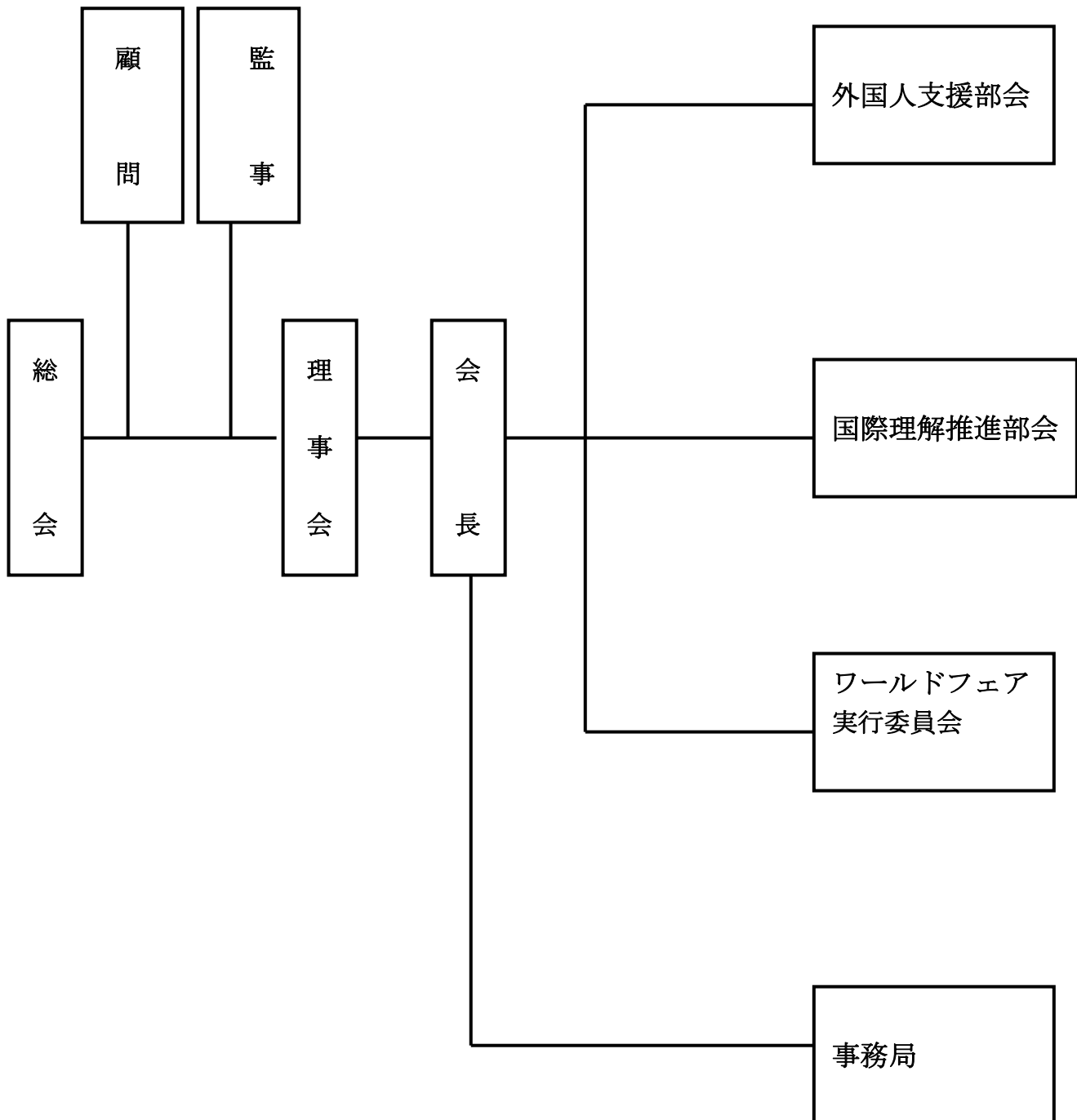
本多 友子

平田 優子

上尾市国際交流協会

今泉 恵玲

令和2年度 上尾市国際交流協会 組織図



令和2年度事業計画（案）

- ※全体事業
- ① 総会
 - ② あげおワールドフェア 2020 の実施（10月4日）
 - ③ その他

- ※部会事業
- ◎外国人支援部会
- ・ 日本語教室開催
 - ・ 多文化子育てお母さんの会
 - ・ 在住外国人のための生活勉強会
 - ・ 日本文化体験
 - ・ AGA 子ども教室
 - ・ 日本語ボランティア研修会
 - ・ その他

- ◎国際理解推進部会
- ・ AGA サロン
 - ・ サマーパーティー
 - ・ ウィンターパーティー
 - ・ バスツアー
 - ・ 国際理解に関する勉強会
 - ・ 講師の派遣事業
 - ・ 各国料理教室
 - ・ その他

令和2年度 収支予算書(案)

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目		予算額	前年度予算額	備 考
大科目	小科目			
繰越金	繰越金	0	0	
	小計	0	0	
会費	個人会員	370,000	380,000	185名
	家族会員	60,000	60,000	20家族
	ジュニア会員	5,000	10,000	10名
	団体会員	50,000	50,000	5
	賛助会員	30,000	30,000	3
	小計	515,000	530,000	
補助金	上尾市補助金	2,890,000	2,890,000	
	小計	2,890,000	2,890,000	
基金	繰入金	0	0	
	小計	0	0	
雑収入	ワールドフェア実行委員会	0	0	
	寄付金（お祝い金）	20,000	20,000	
	預金利息等	0	0	
	その他雑収入	10,000	10,000	
	小計	30,000	30,000	
合計		3,435,000	3,450,000	

支出の部

勘 定 科 目		予算額	前年度予算額	備 考
大科目	小科目			
運営費	事務局費	960,000	960,000	人件費等
	会議費	30,000	30,000	会議室等
	消耗品費	120,000	120,000	事務用品等
	一般印刷費	10,000	10,000	封筒、リーフレット代
	通信費	400,000	400,000	郵送費等
	雑費	40,000	40,000	埼玉県国際協会賛助会員費等
	備品費	0	0	
	小計	1,560,000	1,560,000	
事業費	一般事業費	50,000	50,000	総会等
	外国人支援部会	809,000	880,000	にほんご教室等
	国際理解推進部会	186,000	140,000	AGAサロン等
	小計	1,045,000	1,070,000	
ワールドフェア事業費	ワールドフェア実行委員会	800,000	800,000	ワールドフェア2020
	小計	800,000	800,000	
積立金	基金積立金	0	0	
	小計	0	0	
予備費	予備費	30,000	20,000	
	小計	30,000	20,000	
合計		3,435,000	3,450,000	

上尾市国際交流協会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この会は、上尾市国際交流協会 (AGEO GLOBAL ASSOCIATION) という。

第 2 条 (事務所)

この会は、事務所を埼玉県上尾市本町 3 丁目 1 番 1 号 (上尾市役所市民協働推進課内) に置く。

第 3 条 (目 的)

この会は、上尾市民の地球市民としての意識向上を図るとともに、国際交流にかかわる個人及び団体の連絡調整並びに援助、そして市内在住の外国籍市民との交流並びに基本的人権の尊重を目的とする。

第 4 条 (運営の原則)

この会は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業は行わない。

第 5 条 (事 業)

この会は、第 3 条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 上尾市民並びに会員、外国籍市民の地球市民意識向上のための事業並びに情報交換にかかわる事業
- (2) 国際交流にかかわる個人及び団体の連絡調整並びに情報交換にかかわる事業
- (3) 外国籍市民の生活向上のための事業並びに情報交換にかかわる事業
- (4) 次代を担う青少年の地球市民としての知識の修得及び教養の向上を図る事業
- (5) 国際協力にかかわる事業
- (6) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

第 6 条 (会 員)

この会は、第 3 条の目的に賛同する個人及び団体をもって構成する。

第 7 条 (入会及び会費)

会員として入会しようとする者は、別に定める年会費を添えて、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

第8条（会員資格の喪失）

会員は次の各号のいずれかに該当するときはその会員資格を失う。

- (1) 会員が退会したとき
- (2) 会員が死亡したとき
- (3) 会費が長期にわたり未納のとき

第3章 役員

第9条（役員）

この会には次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 4人以内
- (3) 理事 20人以内（会長、副会長を含む）
- (4) 顧問
- (5) 監事 2人
- (6) その他理事会が必要と認めた役員

第10条（役員を選任）

- 1 役員はこの会の個人会員又は家族会員・団体会員の代表者であることを要し、総会において選任される。
- 2 会長及び監事は、理事会構成メンバーによる選出委員会において選出される。
- 3 その他の役員は会長の推薦により選出される。
- 4 監事は他の役職を兼務することができない。

第11条（役員任期）

役員任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。また補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第12条（会議の種類）

この会には次の会議を設ける。

- (1) 総会（通常総会並びに臨時総会）
- (2) 理事会
- (3) 部会

第13条（総会の開催及び機能）

- 1 通常総会は会長が招集し年1回開催する。ただし会長が必要と認めた場合、又は会員の5分の1の請求があった場合、会長は臨時総会を招集することができる。総会の議長は会長が務める。
- 2 総会において議決又は承認する事項は次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 会則及び規約の制定並びに改廃に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認める事項
- 3 総会は個人会員及び家族会員・団体会員代表者の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところとする。

第14条（理事会）

- 1 理事会は原則として毎月1回以上会長が招集し、議長は会長が務める。
- 2 理事会はこの会則に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 3 理事会は、会長、副会長、その他の理事をもって構成し、議決は出席理事の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところとする。
- 4 顧問は必要に応じて、理事会に出席し助言を与える。

第15条（部会）

- 1 この会は、その目的を達成するために必要な事項を調査し、研究し、及び実施するために部会を置く。
- 2 部会の構成、運営等については、会長が理事会の議決を得て別に定める。

第5章 雑則

第16条（経費）

この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他収入

第17条（会費）

この会の会費は次のとおりとする。

(1) 個人会員	年額	2,000 円
(2) 家族会員	年額	3,000 円
(3) ジュニア会員（18歳以下）	年額	500 円
(4) 団体会員	年額	10,000 円
(5) 賛助会員	一口	10,000 円以上

第18条（事業年度）

この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条（事務局）

- 1 この会の事務を処理をするために、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

第20条（会則の変更）

この会の会則の変更は、総会出席者の3分の2以上によって議決される。

第21条（委任）

この会の会則に定めるもののほか、必要な事項は理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成8年6月1日から実施する。

この会則は、平成22年5月8日から実施する。

この会則は、平成26年5月10日から実施する。

上尾市国際交流協会基金運用規定

第1条（設定）

上尾市国際交流協会（以下協会と称す）では、会則第3条並びに第5条を遂行する財政的基盤を確立するために上尾市国際交流協会基金（以下基金と称す）を設ける。

第2条（原資）

基金とは寄付金・各種特別会計余剰金・一般会計繰越金・その他のもので理事会において設定を議決されたものとする。また、基金より生じた果実は基金に繰り入れる。

第3条（支出規定）

基金の支出は一般会計において支出不可能なもので、次の条件の1つを満たし、かつ理事会において理事総数の3分の2以上の賛成をもって議決されたものとする。

- （1） 会則第3条並びに第5条に拘わるもの。
- （2） 人道的緊急支援を必要とするもの。

第4条（報告義務）

基金より支出されたものについては、その結果を理事会並びに会員に報告を行わなければならない。

本規定は平成10年4月1日より施行する。